

経済産業省における 賃上げに向けた取組

令和6年3月
関東経済産業局

1. 賃上げ

①賃上げ環境の整備

- ・価格転嫁対策
- ・生産性向上への支援強化

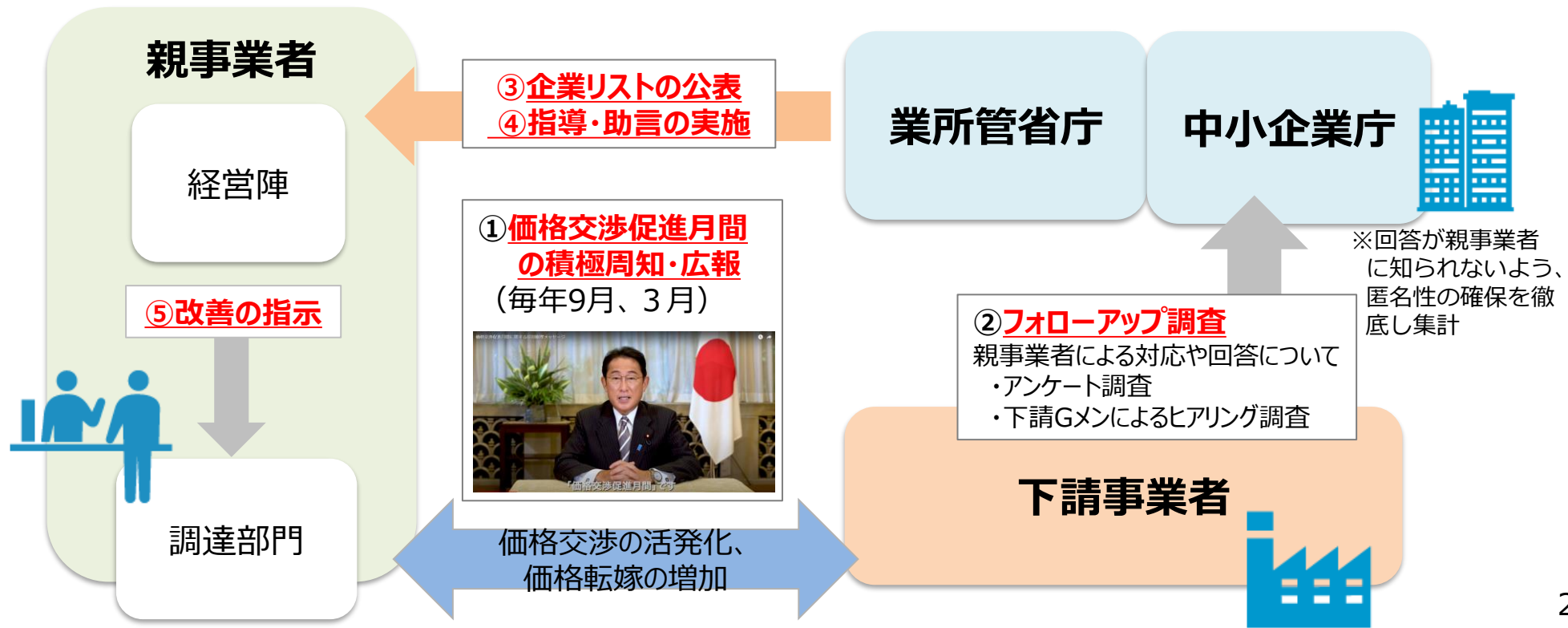
②税制による後押し

2. 人手不足対応、省力化投資を通じた賃上げ 継続の支援

3. 働き手のスキルアップに向けた取組 (人材育成やリスキリング)

価格交渉促進月間を活用した、価格交渉・転嫁の促進

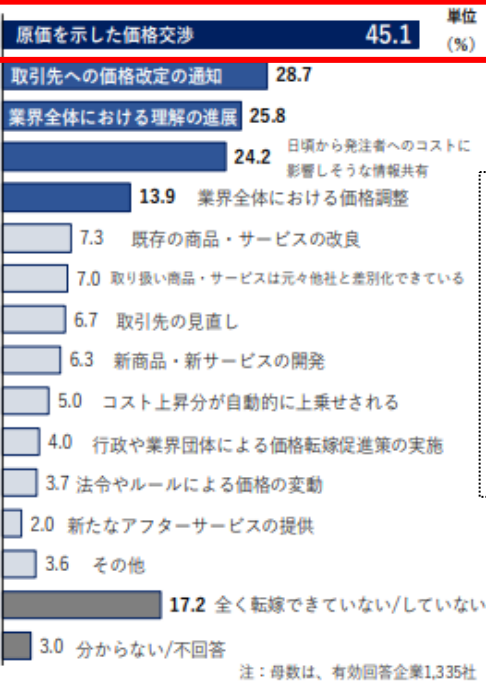
- 経済界全体で、価格交渉、価格転嫁を促すため、2021年9月より、毎年9月と3月を「価格交渉促進月間」として設定し、経済界に周知・依頼（①）。
- 「月間」の終了後、価格交渉、価格転嫁それぞれの実施状況について、フォローアップ調査を実施（②）。その結果を踏まえ、
 - 「下請中小企業からみた交渉・転嫁の状況」を整理した「企業リスト」を公表。（③）
 - 評価が芳しくない親事業者に対しては、業所管大臣名で経営トップへ指導・助言（④）
- 親事業者は、調達担当者へ改善を指示（⑤）。
- これを粘り強く継続し、交渉と転嫁が定期的になされる取引慣行の定着を目指す。



価格転嫁サポート体制の強化

- 価格転嫁ができた企業のうち、多くが「原価を示した価格交渉」が有効と回答。効果的な価格交渉のためには、コスト増加分を定量的に把握し、原価を割り出して提示することが有益。
- このため、令和5年7月より、全国のよろず支援拠点に「価格転嫁サポート窓口」を設置し、中小企業等に対する価格交渉に関する基礎的な知識や、原価計算の手法の習得支援を実施。
- また、商工会議所・商工会等の地域支援機関に対して、価格交渉ハンドブックを配布するとともに、支援機関においても価格転嫁に関する基本的な知識の習得支援等を行うことで、中小企業の価格転嫁を支援する全国的なサポート体制を整備。

価格転嫁ができた理由（複数回答）



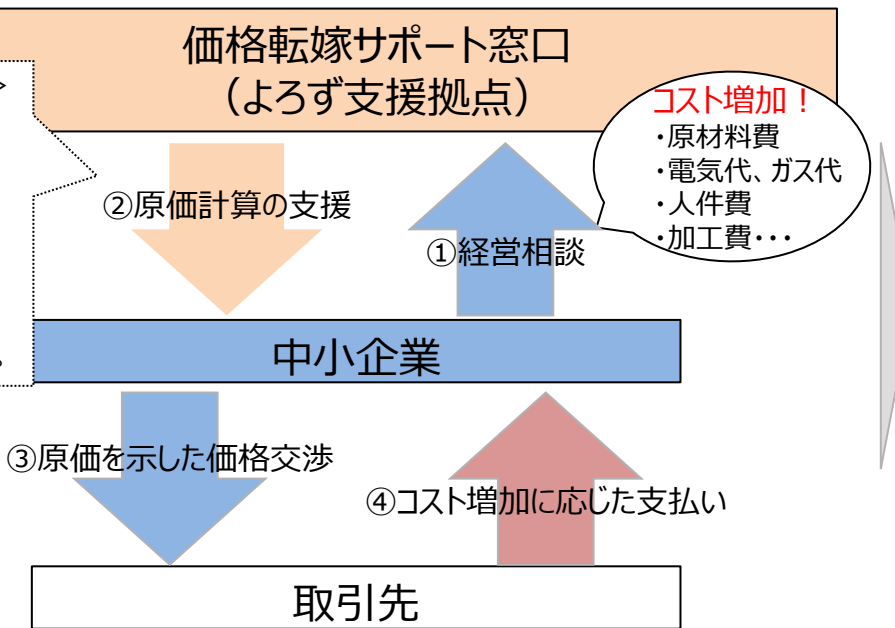
下請Gメンのヒアリング結果としても以下の事例を把握。

➢ 2023年3月に原材料費、労務費高騰の資料を提示し、4月中に提示どおりの価格で決着した。

＜価格転嫁サポート窓口の支援イメージ＞

＜原価計算能力向上に係る主な支援内容＞

- ・原価管理に係る基礎支援
原価管理の目的とその算出に係る考え方、製品原価の算出に必要な情報の把握手法等について助言。
- ・製品原価算出に係る実践的な提案
個々の企業の実態を踏まえた、具体的な製品毎の原価の算出方法を提案。



適切な価格転嫁の実現

(資料) 株式会社帝国データバンク資料
(2023/2/9 特別企画：価格転嫁の成功理由に関する企業アンケート)

価格交渉ハンドブック



取引条件の改善に向けて
法令違反となる取引行為や
必要な価格交渉ノウハウを掲

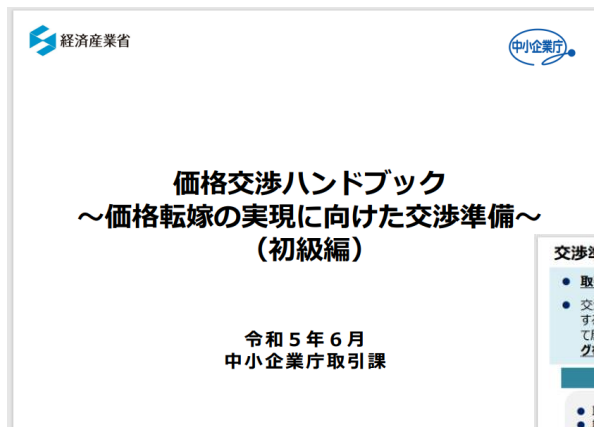


CONTENTS

- はじめに
 - 本ハンドブックのねらい..... 1
 - 本ハンドブックの活用方法..... 1
 - 本ハンドブックの注意..... 2
- こんな取引条件に要注意!!
 - 合理的な説明のない価格減額要請..... 3
 - 原材料価格、エネルギーコスト、労務費などの上昇の取引価格への反映..... 4
 - 原価の無償での保管・管理..... 5
 - 量産品と同じ単価での補給品販売の要請..... 6
 - 大量発注を前提とした価格設定..... 7
 - 合理的な理由のない指値発注..... 8
 - 発注者が負担すべきコストの受注者負担..... 9
 - 権利放棄な長期手形の交付..... 10
 - 製品の図面などの技術情報の無償提供..... 11
 - X 事後的な仕様変更・工程追加に要する費用の受注者負担..... 12
 - X 発注者の都合による受領拒否..... 13
 - X 従業員派遣や自社商品購入の強要..... 14
- 受注者のための価格交渉ノウハウ
 - 価格転嫁を上手に伝えよう..... 15
 - 取引条件に関するルールを決めよう..... 20
 - 取り決めたルールや交渉経緯を書面に残しましょう..... 25
- あなたの会社を守る法律・ガイドライン
 - 関連法規..... 27
 - 下請ガイドライン..... 32
 - 業界の自主行動計画..... 32
 - 型管理の適正化に向けたアクションプラン..... 32
- 困った！ そんな時の相談先
 - 取引上の悩みについて相談する..... 33
 - 取引上の問題について行政に話を聞いてほしい..... 34
 - 関連法規・その他下請中小企業政策全般について尋ねる..... 35
 - マンガで読む！ 下請かけこみ寺相談事例集..... 36

◆中小企業・小規模事業者のための価格交渉ノウハウ・ハンドブック

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei//torihiki/2020/200305support.pdf>

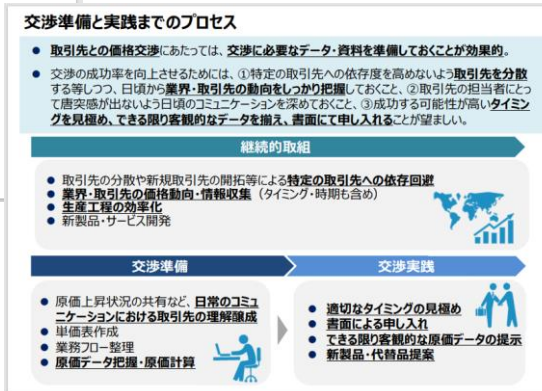


令和 5 年 6 月
中小企業庁取引課



◆価格交渉ハンドブック(初級編)

<https://www.meti.go.jp/press/2023/07/20230710003/20230710003-1.pdf>



初版 令和4年3月
改訂 令和6年2月

※本資料は、令和5年3月「中小企業・小規模事業者の価格交渉ハンドブック」を、昨今の状況をふまえて更新したものです。



◆中小企業・小規模事業者の価格交渉ハンドブック(改訂版)

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei//torihiki/pamflet/kakaku_kosho_handbook.pdf

労務費の適切な価格転嫁

- 2023年の春季労使交渉の賃上げ率は約30年ぶりの高い伸びとなったものの、2022年4月以降、現時点に至るまで、急激な物価上昇に対して名目賃金の上昇が追いついておらず、実質賃金は前年同月比でマイナス。
- 実質賃金の引上げを実現するためには、特に我が国の雇用の7割を占める中小企業がその原資を確保できる取引環境を整備することが重要。特に、価格転嫁率が低い労務費を、いかに適切に転嫁できる環境を作るかが重要。
- 内閣官房及び公正取引委員会は、業界ごとの実態調査を踏まえて、労務費の転嫁の在り方について、発注者・受注者双方の立場からの行動指針を策定。経産省としても、「指針」が価格交渉・価格転嫁の現場で活用されるよう、経済団体等を通じた周知を実施。
- 「指針」に関する全国ブロック説明会を開催。（開催済）

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する12の行動指針

発注者として採るべき行動／求められる行動

- 【行動①】本社（経営トップ）の関与
- 【行動②】発注者側からの定期的な協議の実施
- 【行動③】説明・資料を求める場合は
公表資料とすること
- 【行動④】サプライチェーン全体での
適切な価格転嫁を行うこと
- 【行動⑤】要請があれば協議のテーブルにつくこと
- 【行動⑥】必要に応じ考え方を提案すること

受注者として採るべき行動／求められる行動

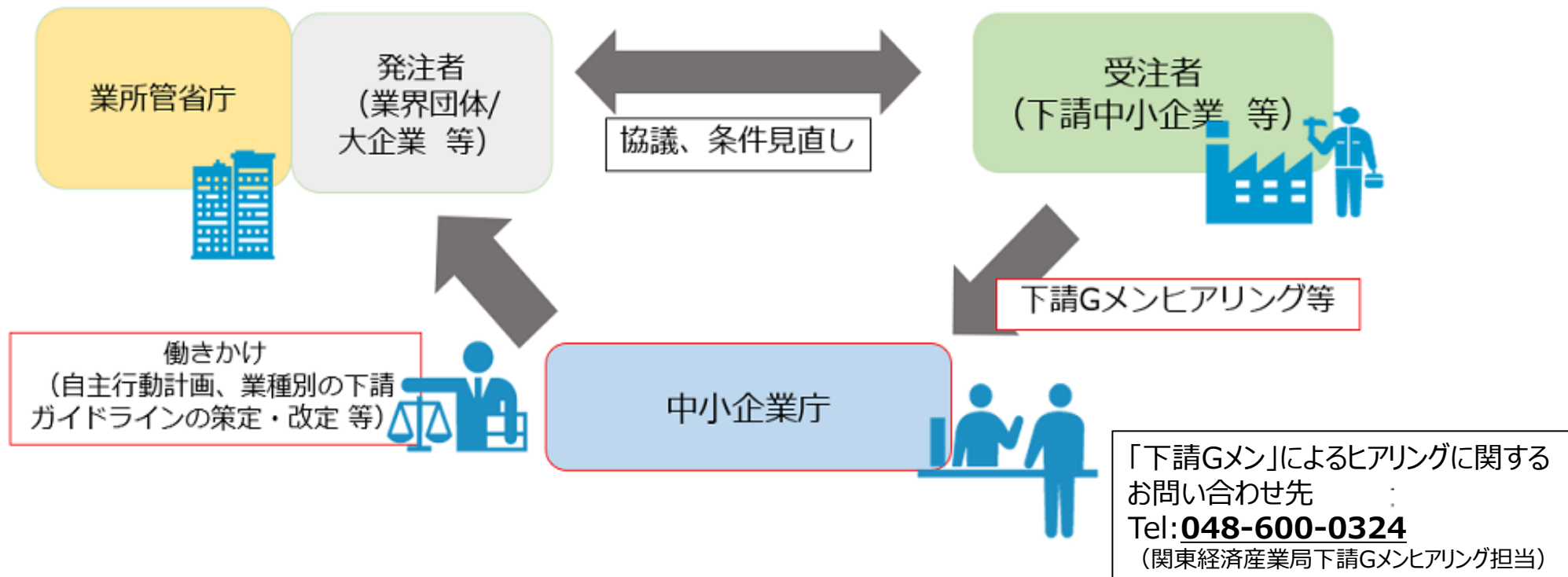
- 【行動①】相談窓口の活用
- 【行動②】根拠とする資料
- 【行動③】値上げ要請のタイミング
- 【行動④】発注者から価格を提示されるのを待たずに
自ら希望する額を提示

発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動

- 【行動①】定期的なコミュニケーション
- 【行動②】交渉記録の作成、発注者と受注者の双方
での保管

下請Gメンの活動について

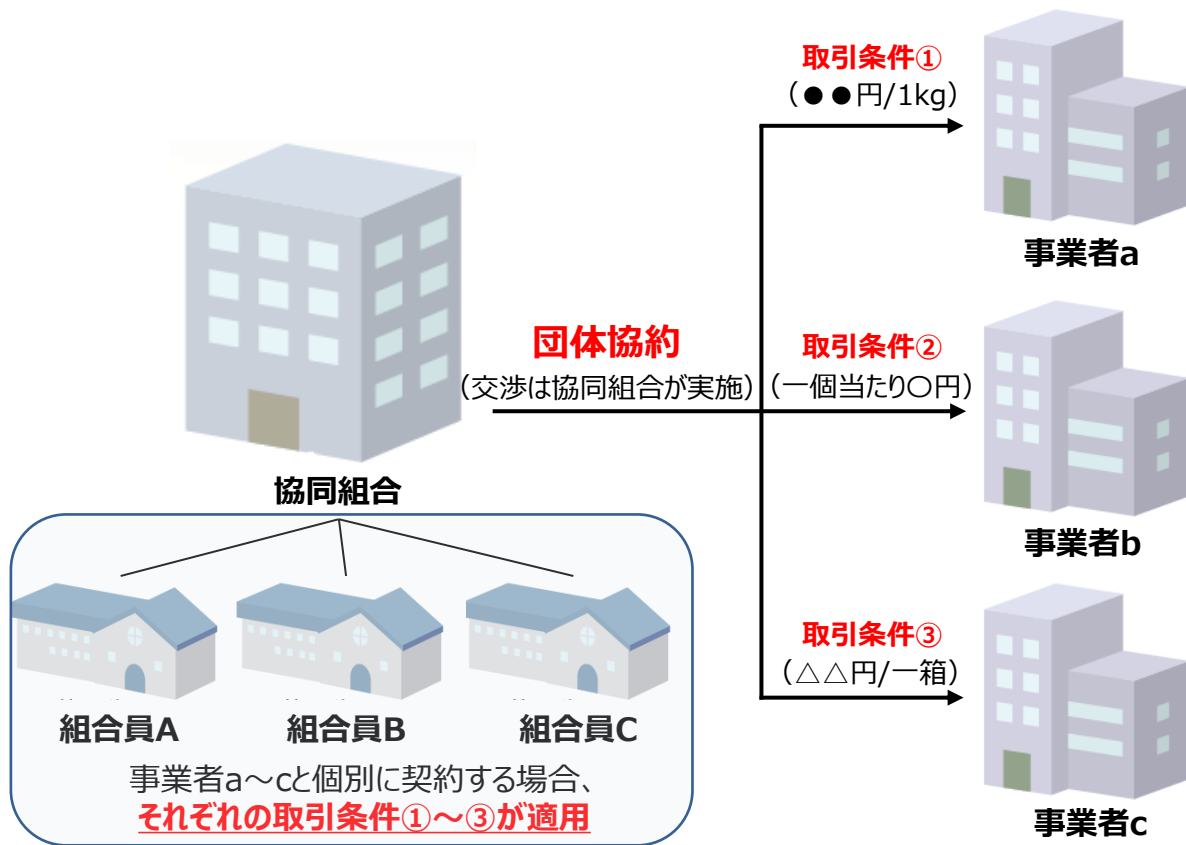
- ・2017年4月から取引調査員（下請Gメン）を全国に配置
2021年度 120名⇒2022年度 248名⇒2023年1月より300名⇒**2024年度330名（予定）**
- ・下請Gメンは、幅広い業種の中小企業から、下請取引の実態等についてヒアリング。
業種毎に集計し、傾向を分析。これにより、問題のある商慣習や業界・個社の優良事例/問題事例、価格交渉の実態等を収集し、以下の通り活用。
 - ①（望ましい取引関係を定めた）振興基準の改正や、個別企業への指導・助言、業界団体等への働きかけ。
 - ②業所管省庁による業種別の下請ガイドラインや、業界団体による取引適正化のための自主行動計画の策定・改訂への働きかけ。
 - ③下請代金法に基づく取締りの端緒情報等として活用 等



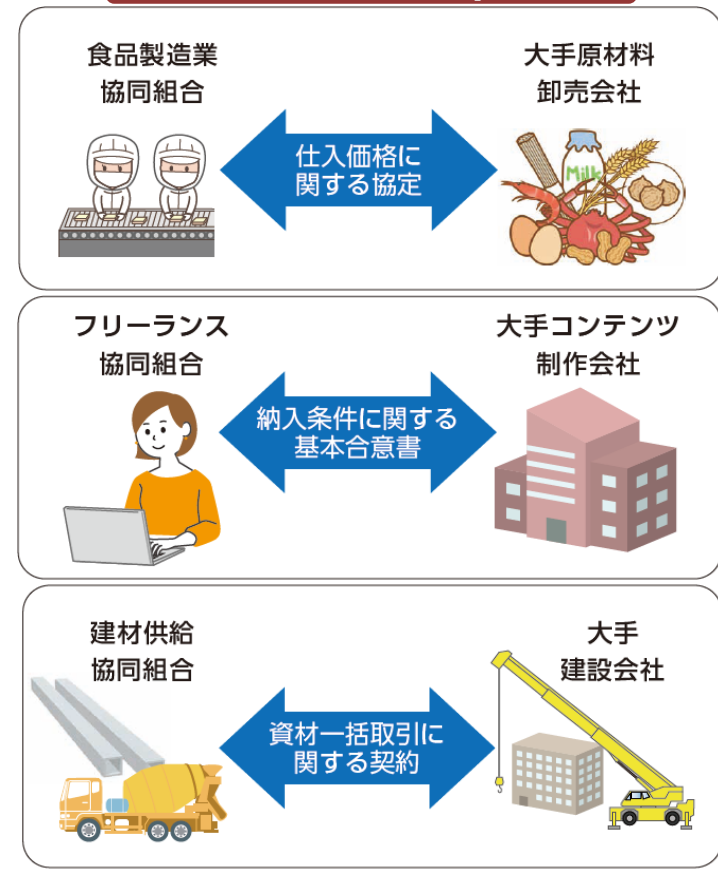
団体協約について

- 中小企業等協同組合法に基づき、事業協同組合等は、組合員と取引関係にある事業者等と、**取引価格や納入条件等の取引条件に関する団体協約**を締結することが可能であり、一定の要件を満たせば、独占禁止法の適用除外となる。
- また、団体協約の効果は構成員たる組合員に対して直接及び、組合員と団体協約を締結した事業者との契約のうち、**団体協約に定める基準に違反して契約した部分については、その基準に従って契約したものとみなされる。**

団体協約制度の概要



団体協約の締結例



団体協約に関するパンフレット

- 昨年7月に全国中小企業団体中央会において、団体協約の概要や相談窓口の一覧等をまとめたパンフレットを作成。組合や商工関連団体等への普及啓発を進めている。

取引先との価格交渉、価格転嫁対策に組合を活用しよう！

中小企業組合による団体協約、組合協約の活用 (中小企業等協同組合法・中小企業団体の組織に関する法律に基づく組合)

組合員と取引関係にある事業者と中小企業組合が団体協約等を結ぶことによって、取引条件を決めることができます。

例えば、こんな条件を決められます

- 納入する製品やサービスの最低価格
- 納品に係る支払条件(支払期日、支払方法など)
- 納入する製品の品質、提供するサービスの最低条件



※中小企業組合による団体協約等は、中小企業等協同組合法等の定める要件を満たせば、独占禁止法の適用除外となります。独占禁止法適用除外制度に関してご不明な点は公正取引委員会の相談窓口にお問合せください。

団体協約等締結の要件・効果

- ◆ 団体協約を締結できる組合は、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合(商工組合においては「組合協約」)です。
- ◆ 団体協約を締結する組合の事業として、定款に「組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結」を行う旨を定める必要があります。
- ◆ 団体協約を締結する前に、その内容を総会に語り承認を得ておく必要があります。
- ◆ 団体協約では、中小企業等協同組合法第9条の2第1項第6号の団体協約であることを明記した書面により締結する必要があります。
- ◆ 団体協約を締結すると、その効果は組合員に対して直接及びます。以後、相手方と組合員が個別に契約する取引関係においても、団体協約に基づく契約条件が適用されます。
- ◆ 交渉が不成立となった場合、行政庁に対してあっせん・調停を申請することができます。

全国中小企業団体中央会

◆ 中小企業組合による団体協約等の相談窓口

○ 団体協約等の中小企業組合制度一般の相談について

名 称	電話番号	名 称	電話番号
北海道中小企業団体中央会	011(231)1919	京都府中小企業団体中央会	075(708)3701
青森県中小企業団体中央会	017(777)2325	奈良県中小企業団体中央会	0742(22)3200
岩手県中小企業団体中央会	019(624)1363	連携支援課 06(6947)4371 連携対策課 06(6947)4372	
宮城県中小企業団体中央会	022(222)5560	大阪府中小企業団体中央会	078(331)2045
秋田県中小企業団体中央会	018(863)8701	兵庫県中小企業団体中央会	073(431)0852
山形県中小企業団体中央会	023(647)0360	鳥取県中小企業団体中央会	0857(26)6671
福島県中小企業団体中央会	024(536)1261	島根県中小企業団体中央会	0852(21)4809
茨城県中小企業団体中央会	029(224)8030	岡山県中小企業団体中央会	086(224)2245
栃木県中小企業団体中央会	028(635)2300	広島県中小企業団体中央会	082(228)0926
群馬県中小企業団体中央会	027(232)4123	山口県中小企業団体中央会	083(922)2606
埼玉県中小企業団体中央会	048(641)1315	徳島県中小企業団体中央会	088(654)4431
千葉県中小企業団体中央会	043(306)3281	香川県中小企業団体中央会	087(851)8311
東京都中小企業団体中央会	03(3542)0386	愛媛県中小企業団体中央会	089(955)7150
神奈川県中小企業団体中央会	045(633)5131	高知県中小企業団体中央会	088(845)8870
新潟県中小企業団体中央会	025(267)1100	福岡県中小企業団体中央会	092(622)8780
長野県中小企業団体中央会	026(228)1171	佐賀県中小企業団体中央会	0952(23)4598
山梨県中小企業団体中央会	055(237)3215	長崎県中小企業団体中央会	095(826)3201
静岡県中小企業団体中央会	054(254)1511	熊本県中小企業団体中央会	096(325)3255
愛知県中小企業団体中央会	052(485)6811	大分県中小企業団体中央会	097(536)6331
岐阜県中小企業団体中央会	058(277)1100	宮崎県中小企業団体中央会	0985(24)4278
三重県中小企業団体中央会	059(228)5195	鹿児島県中小企業団体中央会	099(222)9258
富山県中小企業団体中央会	076(424)3686	沖縄県中小企業団体中央会	098(860)2525
石川県中小企業団体中央会	076(267)7711	政策推進部 03(3523)4902 総務部 03(3523)4905	
福井県中小企業団体中央会	0776(23)3042		
滋賀県中小企業団体中央会	077(511)1430		

○ 中小企業等協同組合法・中小企業団体の組織に関する法律について
中小企業庁 経営支援部 経営支援課 03(3501)1763

○ 独占禁止法適用除外制度について
公正取引委員会 事務総局 経済取引局 調整課 03(3581)5483

○ 組合又は組合員による個別具体的な取組みの独占禁止法上の懸念について
公正取引委員会 事務総局 経済取引局取引部 相談指導室 03(3581)5481

2023.7 発行

「パートナーシップ構築宣言」とは

- 「パートナーシップ構築宣言」は、事業者が、サプライチェーン全体の付加価値向上、大企業と中小企業の共存共栄を目指し、「発注者」側の立場から、「代表権のある者の名前」で宣言するもの。
 - (1) サプライチェーン全体の共存共栄と新たな連携（オープンイノベーション、IT実装、グリーン化等）
 - (2) 下請企業との望ましい取引慣行（「振興基準」）の遵守、特に、取引適正化の重点5課題（①価格決定方法、②型管理の適正化、③現金払の原則の徹底、④知財・ノウハウの保護、⑤働き方改革に伴うしわ寄せ防止）
- 「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」（2020年5月）において、導入を決定。

1. 宣言のイメージ

労務費・原料価格の上昇等

下請け・受注者

価格転嫁の要望等

宣言！

親会社・発注者

望ましい取引慣行

製造業だけでなく、多様な業種に宣言いただけるものです。
部品製造委託等に限らず、社内のITシステム運用や清掃・メンテナンス業務委託、備品調達等も含めた、幅広い委託・調達の場面が想定されます。

2. 未来を拓くパートナーシップ構築推進会議

- ✓ 【共同議長】経産大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）
【構成員】厚労大臣、農水大臣、国交大臣、内閣官房副長官（政務）、経団連、日商、連合
- ✓ 第1回は2020年5月、第2回は2020年11月、第3回は2022年2月、第4回は2022年10月11日、第5回は2023年12月21日に開催。

1. 賃上げ

① 賃上げ環境の整備

- ・価格転嫁対策
- ・生産性向上への支援強化

② 税制による後押し

2. 人手不足対応、省力化投資を通じた賃上げ 継続の支援

3. 働き手のスキルアップに向けた取組 (人材育成やリスキリング)

中小企業生産性革命推進事業

令和5年度補正予算額 **2,000億円**

- (1) 中小企業庁経営支援部 技術・経営革新課
- (2) 中小企業庁経営支援部 小規模企業振興課
- (3) 中小企業庁経営支援部 技術・経営革新課
- (3) 中小企業庁 経営支援部 商業課
- (3) 商務情報政策局 サイバーセキュリティ課
- (4) 中小企業庁事業環境部 財務課

事業の内容

事業目的

生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者の設備投資、IT導入、国内外の販路開拓、事業承継・引継ぎを補助し、切れ目なく継続的に、成長投資の加速化と事業環境変化への対応を支援することを目的とする。

事業概要

- (1) **ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）**
中小企業等が行う、革新的な製品・サービスの開発、生産プロセス等の省力化に必要な設備投資等を支援する。
- (2) **小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）**
小規模事業者等が自ら経営計画を作成して取り組む販路開拓等の取組を支援する。
- (3) **サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）**
中小企業等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDXの推進、サイバーセキュリティ対策、インボイス制度への対応等に向けたITツールの導入を支援する。
- (4) **事業承継・引継ぎ支援事業（事業承継・引継ぎ補助金）**
事業承継・M & A・グループ化後の新たな取組（設備投資、販路開拓等）や、M & A時の専門家活用費用等を支援する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



ものづくり補助金	申請類型	補助上限額	補助率	
ものづくり補助金	①省力化（オーダーマイト）枠	750万円～8,000万円(1,000万円～1億円)	中小：1/2※、小規模・再生：2/3 ※1,500万円までは1/2、1,500万円を超える部分は1/3	
	②製品・サービス高付加価値化枠	通常類型	750万円～1,250万円(850万円～2,250万円)	中小：1/2※、小規模・再生：2/3 ※新型コロナウイルス回復加速化特例2/3
		成長分野進出類型（DX・GX）	1,000万円～2,500万円(1,100万円～3,500万円)	2/3
	③グローバル枠	3,000万円(4,000万円)	中小：1/2、小規模：2/3	
⇒大幅値上げ特例：補助事業終了後、3～5年で大幅な値上げに取り組む事業者に対し、上記枠の補助上限額を100～2,000万円上乗せ（※新型コロナウイルス回復加速化特例を除く）。①～③の補助上限額（ ）については、特例適用時の上限額。				
持続化補助金	一般型	① 50万円 ②～⑤：200万円 ※免税事業者からインボイス発行事業者に転換する小規模事業者は、一律50万円上乗せ	2/3 ※②のうち赤字事業者は3/4	
IT導入補助金	通常枠	ITツールの業務領域が1～3まで ：5万円～150万円未満	1/2	
		ITツールの業務領域が4以上 ：150万円～450万円以下		
	複数社連携IT導入枠	①インボイス対応型の対象経費と同様 ②50万円×グループ構成員数 ①+②合わせて～3,000万円	①インボイス対応型と同様 ②2/3	
	インボイス枠	インボイス対応型	インボイス制度に対応する以下のITツール 【会計・発注・決済ソフト】：①50万円以下、②50万円超～350万円 【PC・タブレット等】：～10万円 【レジ・券売機】：～20万円	【会計・発注・決済ソフト】： ①中小企業：3/4、小規模事業者：4/5 ②2/3 【PC・タブレット等】：1/2 【レジ・券売機】：1/2
電子取引型		～350万円	中小企業：2/3 大企業：1/2	
事業承継・引継ぎ補助金	セキュリティ対策推進枠	5万円～100万円	1/2	
	経営革新	①創業支援型 ②経営者交代型③M&A型	～800万円	1/2～2/3
		専門家活用	①買い手支援型 ②売り手支援型	～600万円
廃業・再チャレンジ		～150万円	1/2～2/3	

成果目標

それぞれ以下の達成を目指す。

【ものづくり補助金】

- ・付加価値額が事業終了後3年で9%以上向上する事業者割合が50%
- ・事業化を達成した事業者の給与支給総額が、事業終了後5年時点で、年率平均+1.5%以上向上

【持続化補助金】

- ・事業終了後1年で販路開拓につながった事業者の割合を80%以上

【IT導入補助金】

- ・補助事業者全体の労働生産性が、事業終了後3年で、9%以上向上すること

【事業承継・引継ぎ補助金】

- ・事業承継・引継ぎ補助金の補助事業者（経営革新事業）について、補助事業者全体の付加価値額が、事業終了後5年で、+15%以上向上すること

ものづくり補助金

- 中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的な製品・サービス開発又は生産プロセスの省力化に必要な設備投資等を支援。
- 大幅賃上げに係る補助上限額の引上げの特例を措置。基本要件に加え追加要件を満たすことで、補助上限に100～2,000万円を上乗せ。

生産性向上を目指す皆様へ 令和5年12月時点版

令和5年度補正予算
「ものづくり・商業・サービス補助金」で
雇用の多くを占める中小企業の生産性向上、持続的な賃上げに向けて、
新製品・サービスの開発や生産プロセス等の省力化に必要な
設備投資等を支援します！

STEP1 対象要件 公募要領等はこちらをチェック

※公募は2回程度実施予定。準備でき次第、順次公表

- 中小企業・小規模事業者等が、革新的な製品・サービス開発又は生産プロセス等の省力化のための設備投資・システム構築を行い、
 - ① 付加価値額 **年平均成長率3%増加**
 - ② 給与支給総額 **年平均成長率1.5%増加**
 - ③ 事業場内最低賃金が**地域別最低賃金+30円以上**の基本要件等を目指す**3～5年の事業計画**に取り組むこと。

STEP2 申請手続

- 公募要領で**補助対象者、申請要件、対象経費、スケジュール等を確認**
- **GビズIDを取得**※のうえ、電子申請システムにより申請
※本補助金の申請にはGビズID（アカウント）の取得が必要ですが、ID取得に一定期間を要しますので、お早めにお手続き下さい。

審査

STEP3 事業実施、フォローアップ

- 交付候補者決定、交付申請・決定を経て事業を実施
- **補助事業実施期間内に設備投資等を行い、実績報告書を提出**
- **3～5年の事業計画に基づき事業を実施し、事業化状況報告を提出**※
※3～5年の間、毎年事業化状況報告を提出いただき、事業成果を確認します。また、基本要件等が未達の場合、補助金返還義務があります。

※申請類型等の詳細は裏面をご確認ください。

令和5年度補正予算で中小機構に措置

事前準備から事業終了までの流れ

事前準備

課題の把握

解決策の検討

公募開始～交付候補者決定

公募申請期間

公募要領公開

申請受付開始

公募締切

事業計画審査

交付候補者決定

交付決定～補助事業実施

補助事業実施期間

交付申請・決定

補助事業開始

中間検査

実績報告

補助金の請求

補助金の支払い

補助期間終了後～

3～5年間
事業計画実施期間

事業化状況報告

知的財産等報告

令和6年12月10日まで

※令和6年12月10日までに実績報告まで完了していただく必要があります。無理のない計画を基に申請を行ってください。
※申請時点で明らかでない経費については、交付申請・決定の段階時点で、事業に要する経費の詳細内訳を改めて求めます。
対象外経費が含まれていることが判明した場合はお支払いできませんので、申請時点でよくご確認ください。

支援枠・類型の概要

	生産プロセス改善等の取組	製品・サービス開発の取組		海外需要開拓等の取組
	省力化（オーダーメイド） 枠	通常類型	成長分野進出類型（DX・GX）	グローバル枠
要件	省力化への投資	製品・サービスの高付加価値化	DXやGXに資するもの	海外事業の拡大・強化に資するもの
補助上限	750万円～8,000万円	750万円～1,250万円	1,000万円～2,500万円	3,000万円
補助率	1/2 ※小規模・再生事業者2/3 ※1,500万円までは1/2、1,500万円を超える部分は1/3	1/2 ※小規模・再生事業者2/3 ※新型コロナウイルス特化型2/3	2/3	1/2 ※小規模2/3
対象経費	<全枠・類型共通> 機械装置・システム構築費（必須）、運搬費、技術導入費、知的財産権等関連経費、外注費、専門家経費、クラウドサービス利用料、原材料費 <グローバル枠のみ> 海外旅費、通訳・翻訳費、広告宣伝・販売促進費も利用可能			
	大規模賃上げに取り組む事業者への支援：補助事業終了後、3～5年で大規模賃上げに取り組む事業者に対し、100万円～2,000万円を上記各種の補助上限に上乗せ（申請枠・類型、従業員規模によって異なる。新型コロナウイルス特化型適用事業者を除く）。 <参考> 製品・サービス高付加価値化枠については、厚生労働省所管の産業雇用安定助成金（産業連綿人材確保等支援コース）を併結できる場合があります。詳しくは右記の厚生労働省HPでご確認いただくかコールセンターまでお問い合わせください。 雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター 0120-603-999 受付時間 9:00～21:00（土日・祝日含む） 厚生労働省HP			

活用イメージ

省力化（オーダーメイド） 枠

熟練技術者が手作業で行っていた組立工程に、システムインテグレート（Sier）と共同で開発したAIや画像判別技術を用いた自動組立ロボットを導入し、完全自動化・24時間操業を実現。組立工程における生産性が向上するとともに、熟練技術者は付加価値の高い業務に従事することが可能となった。

製品・サービス高付加価値化枠

<通常類型> 最新複合加工機を導入し、精密加工が可能となり国際基準に準拠した部品を開発
 <成長分野進出類型> AIやセンサー等を活用した高精度な自律走行搬送ロボットの試作機を開発

グローバル枠

海外市場獲得のため、新たな製造機械を導入し新製品の開発を行うとともに、海外展示会に出展

小規模事業者持続化補助金

- 小規模事業者が、変化する経営環境の中で持続的に事業を発展させていくために、**商工会・商工会議所と一体となって経営計画を作成し、これに基づいて行う販路開拓等の取組を支援。**
- 「賃金引上げ枠」では、**事業場内の最低賃金を地域別最低賃金より50円以上引き上げる小規模事業者**を対象とし、さらに、重点政策加点として、賃金引上げ枠に申請する事業者のうち、**赤字である事業者に対しては加点を行う措置を実施。**

「小規模事業者持続化補助金」

地域の雇用や産業を支える小規模事業者等の生産性向上と持続的発展を図ることを目的とし、持続的な経営に向けた経営計画に基づく販路開拓の取組を支援します！

【事業目的】

小規模事業者※等が経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓を支援

※ 従業員数が「商業・サービス業(宿泊業、娯楽業を除く)」の場合5人以下、
製造業またはそれ以外の業種の場合20人以下である事業者

【補助上限】

50～200万円

⇒ 免税事業者から適格請求書発行事業者（インボイス発行事業者）に転換する場合、一律に50万円の補助上限上乗せを行います。（最大250万円）
（詳細は、裏面をご確認ください）

【補助率】

2/3（賃金引上げに取り組む事業者のうち、**赤字事業者は3/4**）

【補助対象】

店舗改装、広告掲載、展示会出展費用など

支援枠・類型の概要

	通常枠	特別枠		
		賃金引上げ枠	卒業枠	後継者支援枠
補助率		2/3 (賃金引上げ枠のうち赤字事業者は3/4)		
補助上限	50万円	200万円		
インボイス特例	50万円※ ※インボイス特例の要件を満たす場合は、上記補助上限額に50万円を上乗せ			

【申請要件】

- 賃金引上げ枠 ⇒ 事業場内最低賃金を地域別最低賃金より+50円以上とした事業者（既に達成している場合は申請時点の事業場内最低賃金より+50円以上）
- 卒業枠 ⇒ 小規模事業者として定義する従業員数を超過して規模を拡大する事業者
- 後継者支援枠 ⇒ アトツギ甲子園のファイナリスト等となった事業者
- 創業枠 ⇒ 過去3年以内に「特定創業支援事業」による支援を受け創業した事業者

免税事業者からインボイス発行事業者へ転換した事業者は、全ての枠で50万円の補助上限を上乗せ。

○インボイス特例 ⇒ 免税事業者のうちインボイス発行事業者の登録を受けた事業者

※申請要件等の詳細は、下記事務局HPに掲載の公募要領等をご確認ください。

活用事例①

※ 青字が本補助金の対象経費

古民家をカフェとして営業するため、**厨房を改装**。加えて、地元飲食店との**コラボメニュー**開発や、地域住民の協力を得て様々なイベントをカフェで開催。

活用事例②

蕎麦屋が地元特産のかき揚げをセットメニューに追加するため、**高性能フライヤー**を導入。新規顧客の増加、顧客単価アップを目的として**地元メディアに広告を出稿**。

IT導入補助金

- 中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDX等に向けたITツール（ソフトウェア、サービス等）の導入を支援。
- 事業計画期間において、事業場内最低賃金を地域別最低賃金と比較して一定以上の水準にする事業者に対して加点措置を実施。

「IT導入補助金」でIT導入・DX (デジタルトランスフォーメーション) による生産性向上を支援!

- 業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策に向けたITツール等の導入費用を支援!
- **インボイス対応に活用可能!** 安価なITツールの導入にも活用可能で、小規模事業者は最大4/5補助!
- **補助額は最大450万円/者、補助率は1/2~4/5!**

通常枠

- ・生産性の向上に資するITツール（ソフトウェア、サービス）の導入費用を支援します。
- ・クラウド利用料を最大2年分補助し、保守運用等の導入関連費用も支援します。

インボイス枠 インボイス対応類型

- ・10月1日に開始されたインボイス制度への対応に特化した支援枠で、会計・受発注・決済ソフトに加え、PC・タブレット・レジ・券売機等のハードウェア導入費用も支援します。
- ・小規模事業者は最大4/5補助し、補助下限は無く安価なITツール導入も支援します。

インボイス枠 電子取引類型

- ・取引関係における発注者(大企業を含む)が費用を負担してインボイス対応済の受発注ソフトを導入し、受注者である中小企業・小規模事業者等が無償で利用できるケースを支援します。

複数社連携IT導入枠

- ・10者以上の中小企業・小規模事業者等が連携した、インボイス制度への対応やキャッシュレス決済を導入する取組等を支援します。連携のための事務費・専門家費も補助対象です。

セキュリティ対策推進枠

- ・独立行政法人 情報処理推進機構 (IPA) が公表する「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されているセキュリティサービスの利用料を支援します。

※詳細は裏面をご確認ください。

<詳細> (赤字は令和5年度補正予算での拡充点です)

枠/類型	通常枠		インボイス枠 (インボイス対応に活用可能!)				複数社連携IT導入枠	セキュリティ対策推進枠	
			電子取引類型	インボイス対応類型					
補助事業者	中小企業・小規模事業者等		大企業等	中小企業・小規模事業者等					
補助額	5万円~150万円未満	150万円~450万円以下	インボイス制度に対応した受発注ソフト ~350万円	インボイス制度に対応した会計・受発注・決済ソフト 50万円以下	PC・タブレット等 50万円超~350万円	レジ・券売機等 ~10万円	レジ・券売機等 ~20万円	(1)インボイス枠インボイス対応類型の対象経費 (左記同様) (2)消費動向等分析経費 ^(※1) (上記(1)以外の経費) 50万円×参画事業者数 補助上限: (1)+(2)で3,000万円 (3)事務費・専門家費 補助上限:200万円	5万円~100万円
補助率	1/2	2/3	1/2	4/5、3/4 ^(※2)	2/3 ^(※3)	1/2	(1)インボイス枠インボイス対応類型と同様 (2)・(3) 2/3	1/2	
補助対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用料(最大2年分)、導入関連費		クラウド利用料(最大2年分)	ソフトウェア購入費、クラウド利用料(最大2年分)、導入関連費、ハードウェア購入費				サイバーセキュリティサービス利用料(最大2年分) ^(※4)	

(※1)消費動向等分析経費のクラウド利用料は、1年分が補助対象。
 (※2)小規模事業者については補助率は4/5、中小企業については補助率は3/4。
 (※3)補助額50万円超の際の補助率は、補助額のうち50万円以下については3/4 (小規模事業者は4/5)、50万円超については2/3。
 (※4) 情報処理推進機構 (IPA) 「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されたサービス

<活用例>

インボイス枠

- ・インボイス発行の手間を効率化するため、「会計ツール」を導入。経理担当が手作業で行っていた入納管理が自動化され、バックオフィスの効率が全体的に向上。

通常枠

- ・タイムカードによる勤怠管理のため、本日出勤後の現場移動、帰社後の帰宅が必要であったところ、「勤怠・労務管理ツール」の導入により出先からの打刻が可能に。これにより、残業時間が3割削減、人事担当の作業効率も大幅アップ!

事業承継・引継ぎ補助金

- 中小企業の生産性向上、持続的な賃上げに向けて、**事業承継・M&A、グループ化後の経営革新（設備投資、販路開拓等）**、**M&A時の専門家活用費用等**を支援。
- 「**経営革新枠**」において、一定の賃上げを実施する場合、**補助上限額を600万円から800万円に引上げ**。

「事業承継・引継ぎ補助金」で
雇用の多くを占める中小企業が生産性向上、持続的な賃上げに向けて、事業承継・M&A、グループ化後の経営革新（設備投資、販路開拓等）や、M&A時の専門家活用費用等を支援します！

経営革新枠

事業承継※1・M&A後の経営革新（設備投資・販路開拓等）に係る費用を補助します※2

※1：経営者交代類型は承継前の後継者も対象です
※2：複数の中小企業を子会社化し、グループ全体の生産性向上のための投資を行う場合、グループ一体として申請できる「グループ申請」を新設しています

専門家活用枠

M&A時の専門家活用に係る費用（フィナンシャル・アドバイザー（FA）や仲介に係る費用※、セカンドオピニオン、表明保証保険料等）を補助します

※FA・仲介費用については、「M&A支援機関登録制度」に登録されたFA・仲介業者による支援に係る費用のみ補助対象です

廃業・再チャレンジ枠

事業承継・M&Aに伴う廃業等に係る費用（原状回復費・在庫処分費等）を補助します

※廃業・再チャレンジ枠は、経営革新枠・専門家活用枠と併用できます

※詳細は裏面をご確認ください。

支援枠の概要

	経営革新枠	専門家活用枠	廃業・再チャレンジ枠
要件	経営資源引継ぎ型創業や事業承継（親族内承継実施予定者を含む）、M&Aを過去数年以内に行った者、又は補助事業期間中に行う予定の者	補助事業期間中に経営資源を譲り渡す、又は譲り受ける者	事業承継やM&Aの検討・実施等に伴って廃業等を行う者
補助上限	600~800万円* *一定の賃上げを実施する場合、補助上限を800万円に引き上げ	600万円	150万円* *経営革新枠、専門家活用枠と併用申請する場合は、それぞれの補助上限に加算
補助率	1/2・2/3* *中小企業者等のうち、①小規模、②営業利益率の低下（物価高影響等）、③赤字、④再生事業者のいずれかに該当する場合：2/3	買手支援類型：2/3 売手支援類型：1/2・2/3* *①赤字、②営業利益率の低下（物価高影響等）のいずれかに該当する場合：2/3	1/2・2/3* *経営革新枠、専門家活用枠と併用申請する場合は、各事業における事業費の補助率に従う
対象経費	店舗等借入費、設備費、原材料費、産業財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費、広報費	謝金、旅費、外注費、委託費、システム利用料、保険料	廃業支援費、在庫廃棄費、解体費、原状回復費、リースの解約費、移転・移設費用（併用申請の場合のみ）

活用イメージ

経営革新枠 経営者交代類型

事業承継を契機に、新市場を開拓するため、再生エネルギー分野の特殊ボルト開発を目的に高精度加工機械を導入。

専門家活用枠 買い手支援類型

経営戦略として、売上拡大・事業効率化を図るため、同じ県内の同業者をM&Aにより承継。経営資源の引継ぎにより、規模の経済拡大に伴う売上拡大・事業効率化につながった。

1. 賃上げ

① 賃上げ環境の整備

- ・価格転嫁対策
- ・生産性向上への支援強化

② 税制による後押し

2. 人手不足対応、省力化投資を通じた賃上げ 継続の支援

3. 働き手のスキルアップに向けた取組 (人材育成やリスキリング)

賃上げ促進税制

- 30年ぶりの高い水準の賃上げ率を一過性のものとせず、**構造的・持続的な賃上げを実現**することを目指し、中小企業向けに、前例のない長期となる5年間の税額控除の繰越措置の創設や、中堅企業向けの新たな枠の創設等、**賃上げ促進税制を強化**。

	改正後【措置期間：3年間】							改正前【措置期間：2年間】				
大企業 ※1	継続雇用者※4 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率 ※6	教育 訓練費※7 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 女性活躍	税額 控除率	最大 控除率	継続雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	最大 控除率
	+3%	10%	+10%	5% 上乘せ	ブラチナくるみ or ブラチナえるぼし	5% 上乘せ	35%	+3%	15%	+20%	5% 上乘せ	30%
	+4%	15%						+4%	25%			
	+5%	20%						-	-			
+7%	25%	-						-				
中堅企業 ※2	継続雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 女性活躍	税額 控除率	最大 控除率					
	+3%	10%	+10%	5% 上乘せ	ブラチナくるみ or えるぼし三段階目以上	5% 上乘せ	35%					
	+4%	25%										
中小企業 ※3	全雇用者※5 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 女性活躍	税額 控除率	最大 控除率	全雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	最大 控除率
	+1.5%	15%	+5%	10% 上乘せ	くるみ or えるぼし二段階目以上	5% 上乘せ	45%	+1.5%	15%	+10%	10% 上乘せ	40%
	+2.5%	30%						+2.5%	30%			

※3 中小企業は、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の**5年間の繰越しが可能**※8。

- ※1 「資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上」又は「従業員数2,000人超」のいずれかに当てはまる企業は、**マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出**を行うことが適用の条件。それ以外の企業は不要。
- ※2 従業員数2,000人以下の企業（その法人及びその法人との間にその法人による支配関係がある法人の従業員数の合計が1万人を超えるものを除く。）が適用可能。ただし、資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業は、**マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出**が必要。
- ※3 中小企業等（資本金1億円以下の法人、農業協同組合等）又は従業員数1,000人以下の個人事業主が適用可能。
- ※4 継続雇用者とは、適用事業年度及び前事業年度の全月分の給与等の支給を受けた国内雇用者（雇用保険の一般被保険者に限る）。
- ※5 全雇用者とは、雇用保険の一般被保険者に限られない全ての国内雇用者。
- ※6 税額控除額の計算は、全雇用者の前事業年度から適用事業年度の給与等支給増加額に税額控除率を乗じて計算。ただし、控除上限額は法人税額等の20%。
- ※7 教育訓練費の上乗せ要件は、適用事業年度の教育訓練費の額が適用事業年度の前年度全雇用者に対する給与等支給額の0.05%以上である場合に限り、適用可能。
- ※8 繰越税額控除をする事業年度において、全雇用者の給与等支給額が前年度より増加している場合に限り、適用可能。

1. 賃上げ

①賃上げ環境の整備

- ・価格転嫁対策
- ・生産性向上への支援強化

②税制による後押し

2. 人手不足対応、省力化投資を通じた賃上げ 継続の支援

3. 働き手のスキルアップに向けた取組 (人材育成やリスキリング)

中小企業省力化投資補助事業 (中小企業等事業再構築促進事業を再編)

令和5年度補正予算額 1,000億円

事業の内容

事業目的

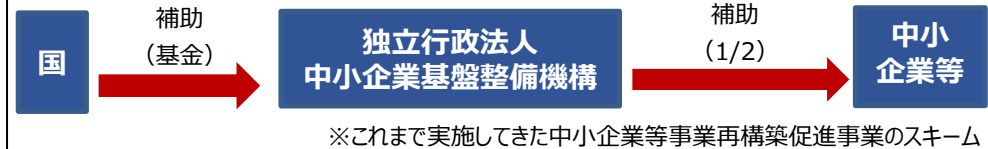
中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするために、人手不足に悩む中小企業等に対して、省力化投資を支援する。これにより、中小企業等の付加価値額や生産性向上を図り、賃上げにつなげることを目的とする。

事業概要

I o T、ロボット等の人手不足解消に効果がある汎用製品を「カタログ」に掲載し、中小企業等が選択して導入できるようにすることで、簡易で即効性がある省力化投資を促進する。

※なお、中小企業等事業再構築促進基金を用いて、これまで実施してきた、ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するための新市場進出、事業・業種転換、事業再編、国内回帰又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、企業の思い切った事業再構築の支援については、必要な見直しを行う。

事業スキーム (対象者、対象行為、補助率等)



枠	申請類型	補助上限額	補助率
省力化投資補助枠 (カタログ型)	従業員数5名以下 200万円(300万円)	従業員数21名以上 1000万円(1500万円)	1/2
	従業員数6~20名 500万円(750万円)		
	※賃上げ要件を達成した場合、 ()内の値に補助上限額を 引き上げ		

成果目標

付加価値額の増加、従業員一人当たり付加価値額の増加等を目指す。

カタログ掲載を通じた投資補助事業

- 変革期間から3年間において、人手不足に苦しむ中小企業の省力化投資を強力に支援。
- カタログから選ぶような汎用製品※の導入を補助することで、簡易で即効性がある支援措置を新たに実施する。

※個々の事業の実情に合わせた効率化・高度化についても措置を講じ、一体的に運用

カタログを通じた汎用製品（IoT、ロボット等）の導入支援イメージ

（ベンダーによる機器等の導入における設定等のサポートを想定）

・無人搬送ロボット



著作者：user6702303／出典：Freepik
https://jp.freepik.com/free-photo/automated-guided-vehicle-loading-boxes_18321421.htm#query=agv&position=14&from_view=keywor&track=sph

・検品・仕分けシステム



著作者：macrovector／出典：Freepik
https://jp.freepik.com/free-vector/smart-industry-icon_23182671.htm#query=%E6%A4%9C%E5%93%81%E8%A3%85%E7%BD%AE&position=318&from_view=search&track=ais

・無人監視システム



Image by macrovector on Freepik
https://www.freepik.com/free-vector/realistic-video-surveillance-camera-side-view-vector-illustration_23505496.htm#query=%E7%9B%A3%E8%A6%96%E3%82%AB%E3%83%A1%E3%83%A9&position=29&from_view=search&track=ais

・キャッシュレス型自動券売機



提供：ピクスタ
<https://pixta.jp/illustration/91446448>

中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金

令和5年度補正予算額 **1,000億円**（国庫債務負担含め総額3,000億円）

経済産業政策局産業創造課

地域経済産業グループ地域企業高度化推進課

事業の内容

事業目的

地域の雇用を支える中堅・中小企業が、足元の人手不足等の課題に対応し、成長していくことを目指して行う大規模投資を促進することで、地方においても持続的な賃上げを実現する。

事業概要

中堅・中小企業が、持続的な賃上げを目的に、足元の人手不足に対応するための省力化等による労働生産性の抜本的な向上と事業規模の拡大を図るために行う工場等の拠点新設や大規模な設備投資に対して補助を行う。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



- 補助上限額 50億円

※投資下限額は10億円

※コンソーシアム形式により参加企業の投資額の合計が10億円以上となる場合も対象（ただし、一定規模以上の投資を行う中堅・中小企業がいる場合に限る。）

成果目標

大規模投資を通じた労働生産性の抜本的な向上と事業規模の拡大により、対象事業に関わる従業員の1人当たり給与支給総額が、地域別の最低賃金の伸び率を超える伸び率を実現する。

1. 賃上げ

①賃上げ環境の整備

- ・価格転嫁対策
- ・生産性向上への支援強化


②税制による後押し

2. 人手不足対応、省力化投資を通じた賃上げ 継続の支援

3. 働き手のスキルアップに向けた取組 (人材育成やリスキリング)

人材活用ガイドライン・事例集

- 経営者が経営課題の背景に潜む人材課題を確認しながら、具体的な対応策や支援策を紹介することで、人材戦略の策定・実践に向けたポイント等を整理。






中小企業の経営者・支援機関の皆さまへ 

中小企業・小規模事業者 人材活用ガイドライン

3ステップで検討する人材戦略

人材活用に関する課題を解消するためのガイドラインです。特に、中小企業・小規模事業者に支援機関が伴走して課題解消を目指す際に活用いただくことを目的に作成しました。

ガイドラインに示される3ステップの手順を、中小企業・小規模事業者の経営者や人事責任者と支援機関が共に踏みながら、経営課題の背景にある本質的な課題を見だし、人材戦略の検討の輪を従業員にも広げていく羅針盤となれば幸いです。

- 人材戦略検討の進め方の全体像を知りたい  P.6
人材戦略検討のための3つのステップを確認しましょう
- 経営課題と人材課題を明確にしたい  P.7
ステップ1 経営課題と人材課題チェックリストを確認しましょう
- 課題に応じた人材戦略を知りたい  P.15
ステップ2 人材戦略検討における3つの窓を確認しましょう
- 課題に対する具体的な打ち手を検討したい  P.18
ステップ3 人材戦略に基づく具体的な取組を確認しましょう
- 他の事業者の事例を知りたい  事例集へ
事例集をまとめたので確認しましょう

令和5年(2023年)6月

Step 1

経営課題と
人材課題を
見つめなおす

経営課題と背景にある人材課題を確認

現在の経営上の課題は何か、チェックリストで確認し、該当する経営課題の背景に、どのような人材の問題が潜んでいるか具体的に紹介・確認。

Step 2

人材戦略を
検討してみる

課題に対する人材戦略の検討

多様に感じられる課題を、「中核人材の採用」、「中核人材の育成」、「業務人材の採用・育成」の3つに整理し、人材に関する課題の対応方針を大局的に検討する。

Step 3

人材戦略を
実行する

人材課題を解決するための具体的な取組のポイントを確認

【ステップ2】の3つの分類に沿って具体的な対策を提案。成功事例を紹介しながら、それぞれの対策の留意点や取組に活用できる政府の支援策も紹介。



<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/koyou/hitodebusoku/guideline.html>

「人材活用ガイドライン」の基本方針

(1) 人材抜きに経営戦略は描けない

経営者が日々目の当たりにしている経営課題の背景に、実は人材に関する課題が潜むことが少なくない。人材活用こそが経営戦略の最大の核になっている。

(2) 経営戦略を描くことこそが最大の人材戦略

一方、人材を惹き付け、成長を促すためには、働く場である企業がどのような姿を目指すのか、どのような仕事を提供してくれるのか、企業のミッション、ビジョン、バリューを明確に示すことが不可欠。そうした経営戦略の全体像を改めて描くことが最大の人材戦略となっている。

(3) 経営戦略と人材戦略を一体的に構想・実践する

人材活用策と経営戦略は表裏一体であり、経営戦略のない対症療法的な人材活用策は実効性に欠ける。経営戦略の再構築と人材戦略の強化を一体的に進めるよう促すことが人材活用ガイドラインの狙い。

(4) 支援機関が伴走する形で対策を進める

具体的な行動につなげるためには、支援機関が1対1で伴走しながらガイドラインに指南された検討を進めることが効果的。基本的には支援機関と経営者が一緒に読み進めることを想定。

Step 1 の取組：代表的な経営課題

課題 1 営業が不十分／販路を拡大できない

課題 2 商品・サービスの開発・改善ができない

課題 3 技術力の向上に取り組めず、研究開発が進まない

課題 4 生産管理が十分にできていない

課題 5 財務体質を改善できない／価格転嫁ができない

課題 6 デジタル化等による業務効率化やコスト削減の必要がある

課題 7 人材確保に努めているが採用に至らない・定着しない

課題 8 賃上げができない

課題 9 人材育成が十分にできていない

課題 10 事業を承継する後継者が見つからない

Step 1 の取組例：経営課題と人材課題を見つめ直す

課題 7 人材確保に努めているが採用に至らない・定着しない

課題 8 賃上げができない

【経営課題と人材課題チェックリスト】

チェック 具体的な課題

- ❑ 事業計画と連動した採用計画を設計し、方針を言語化できる人材がない
- ❑ 能力開発・昇進等のキャリアパスや賃金・労働時間等の処遇の改善施策を企画し、実行できる人材がない

- ❑ 人材採用の経験・ノウハウを持つ人材がない
- ❑ 自社の魅力や強みを十分に把握できている人材がない

想定される人材課題

人事管理※のうち、採用や処遇改善のための施策を企画・実行する人材を確保・育成できない

中核人材採用型

中核人材育成型

※人事管理・・・①雇用管理（採用、配置・異動、能力開発、雇用調整）
②就業条件管理（労働時間、安全衛生）
③報酬管理（賃金、昇進、福利厚生）
④人事評価（①～③と連動）

採用担当の人材を育成・採用できない

業務人材採用・育成型

Step 2 の取組：人材戦略の方向性を決める 3つの窓

		人材確保手法	
		外部からの確保が中心	育成（社内で確保）
求める人材のレベル	中核人材	<p>第1の窓：中核人材採用型</p> <p>即戦力となる中核人材を採用する 新たなノウハウの取込みが期待できる 自社のミッション/ビジョン/バリューに共感する 人材を採用することが重要</p>	<p>第2の窓：中核人材育成型</p> <p>社内人材を中核人材に育成する 社内人材のモチベーション向上が期待できる 時間を要するので、計画的な取組が必要</p>
	業務人材	<p>第3の窓：業務人材採用・育成型</p> <p>業務を遂行する人材を採用あるいは育成で確保する 柔軟な働き方ができる環境の整備が重要</p>	

※中核人材：事業上の様々な業務において中核を担う人材
 高度な専門性を有する人材

※業務人材：事業運営において、各部門/業務の遂行を担う人材
 専門性や技術レベルは高くないが、事業の運営を不可欠たる労働者を提供する人材

Step 3 の取組例：即戦力人材（副業・兼業／シニア人材等）の活用

Step3「人材戦略の具体的な取組のポイント」として、例えば、即戦力人材の採用が人材課題として特定された場合の対応や支援策は、次のとおり。

例：副業・兼業／シニア人材等の活用

【対応策】

- 業務の企画・管理の能力、専門技術等の高度な知見や能力を有する人材について、長年培った経験・ノウハウが豊富なシニア人材、副業・兼業人材の活用など、最適な手段を検討する。

【取組のポイント】

- 経営者自身が、副業・兼業人材、シニア人材等と接し、企業の魅力、とりあわせミッション／ビジョン／バリューを具体的に語ること。
- あわせて、副業・兼業人材に取り組んでもらいたい業務の切り出しや稼働時間の設定などをあらかじめ検討すること。

【関連施策等】

- プロフェッショナル人材戦略拠点に相談する
- 人材紹介会社に相談する
- 経済産業局のセミナー・マッチングイベントに参加する
- 新現役交流会に参加し、シニア人材を活用する
- 金融機関に相談する
- 産業雇用安定センターに相談する
- 副業・兼業の促進に関するガイドラインの活用

Step 3 の取組例：Off-JTによる人材育成（リスキリング）

Step3「人材戦略の具体的な取組のポイント」として、例えば、新たなスキルの習得（リスキリング）が人材課題として特定された場合の対応や支援策は、次のとおり。

例：Off-JTによる人材育成（リスキリング）

【対応策】

- 通常の業務から離れて研修を受け新たな知識やスキルを習得する。継続して取り組むことで、従業員エンゲージメント向上や、部門間のコミュニケーション強化につながる。

【取組のポイント】

- 様々な機関が研修メニューを提供しているため、人材育成の方向性を踏まえて習得させたい内容を明確にした上で研修を選択すること。
- 外部の研修に参加した経験を企業内にフィードバックする仕組みを設けること。

【関連施策等】

- 中小企業基盤整備機構の中小企業大学校を活用する
- 職場における学び・学び直し促進ガイドラインを活用する
- 民間の研修サービスを活用する
- 生産性向上人材育成支援センターを活用する
- マナビDX（デラックス）を活用する
- 人材開発支援助成金
- 産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）

リスキリングを通じたキャリアアップ支援事業

令和5年度補正予算額 97億円

事業の内容

事業目的

構造的な賃上げの実現に向けて、リスキリング及び企業間・産業間の労働移動の円滑化を一体的に進め、持続的な成長と分配の好循環の達成を目指す。

事業概要

個人に対して、キャリア相談、リスキリング、転職までを一体的に支援する仕組みを整備すべく、これらに要する費用を民間事業者等に対して補助する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標

短期的には、本事業を通じて転職した者のうち、1年後に賃金引上げを行った者の比率を令和6年度までに40%とする。
長期的には、本事業を通じて転職した者のうち、1年後に賃金引上げを行った者の比率を令和9年度までに50%とする。

リスキングを通じたキャリアアップ支援事業

- 構造的な賃上げの実現に向けて、リスキング及び企業間・産業間の労働移動の円滑化を一体的に進める観点から、個人の**キャリアについての相談対応**とそれを踏まえた**リスキング講座の受講**、それらを踏まえた**転職支援**までを一体的に実施する体制を整備。
- 令和4年度補正予算で措置され、三次公募まで終了し、合計110社の事業者を採択。
- 転職前と比較して、賃金が上昇していることが確認できる場合には、補助金額を上乗せ。

キャリアプラン
について相談



プログラム受講による
リスキング



転職相談・職業紹介



キャリアアップの実現



キャリア相談、リスキング、転職までを一体的に支援